

環境省行政文書管理規則案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>第 1 章 総則</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この規則において「文書管理システム」とは、総務省が文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成 19 年 4 月 13 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備した政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムをいう。</p> <p>第 2 章 管理体制</p> <p>(総括文書管理者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>その他の行政文書の管理に関する事務の総括</u></p> <p>(副総括文書管理者)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(主任文書管理者)</p> <p>第 5 条 部局等（大臣官房秘書課、総務課及び会計課、部局（<u>環境省組織令（平成 12 年政令第 256 号）第 2 条に規定する環境省本省の内部部局（大臣官房を除く。）及び環</u></p>	<p>第 1 章 総則</p> <p>(定 義)</p> <p>第 2 条</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 この規則において「文書管理システム」とは、総務省が文書管理業務の業務・システム最適化計画（平成 19 年 4 月 13 日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定）に基づき整備した政府全体で利用可能な一元的な文書管理システムをいう。<u>なお、同システム導入までは、環境省文書管理規程（平成 15 年環境省訓令第 31 号）に規定する「総合文書管理システム」をいう。</u></p> <p>第 2 章 管理体制</p> <p>(総括文書管理者)</p> <p>第 3 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) <u>その他の行政文書の管理に関する事務の総括</u></p> <p>(副総括文書管理者)</p> <p>第 4 条 (略)</p> <p>(主任文書管理者)</p> <p>第 5 条 部局等（<u>環境省本省中の各部局及び大臣官房各課並びに施設等機関及び地方環境事務所をいう。以下同じ。）に、それぞれ主任文書管理者を 1 名置く。</u></p>

<p><u>境省の内部組織に関する訓令（平成 13 年環境省訓令第 1 号）第 2 条に規定する総合環境政策統括官グループをいう。）、施設等機関並びに地方環境事務所をいう。以下同じ。）に、それぞれ主任文書管理者を 1 名置く。</u></p> <p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（文書管理者）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）管理状況の<u>点検等</u></p> <p>（6）行政文書の作成（第 3 章）、<u>標準文書保存期間基準（以下「保存期間表」という。）</u>の作成（第 14 条第 1 項）等による行政文書の整理<u>その他行政文書の管理に関する職員の指導等</u></p> <p>3 <u>文書管理者は、その事務を補佐する者として、文書管理担当者を指名する。</u></p> <p>4 <u>文書管理者は、文書管理担当者を指名後、速やかに主任文書管理者を通じて総括文書管理者にその氏名又は役職等を報告しなければならない。</u></p> <p>（監査責任者）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>（職員の責務）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>第 3 章 作成</p> <p>（文書主義の原則）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>（別表第 1 の業務に係る文書作成）</p>	<p>2 （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>（文書管理者）</p> <p>第 6 条 （略）</p> <p>2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を行うものとする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>（5）管理状況の<u>点検</u></p> <p>（6）行政文書の作成（第 3 章）、<u>標準文書保存期間基準の作成（第 14 条第 1 項）</u>等による行政文書の整理<u>その他の行政文書の管理に関する職員の指導</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（監査責任者）</p> <p>第 7 条 （略）</p> <p>（職員の責務）</p> <p>第 8 条 （略）</p> <p>第 3 章 作成</p> <p>（文書主義の原則）</p> <p>第 9 条 （略）</p> <p>（別表第 1 の業務に係る文書作成）</p>
--	--

第10条 (略)

2 前条の文書主義の原則に基づき、環境省内部の打合せや環境省外部の者との折衝等を含め、別表第1に掲げる事項に関する業務に係る政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録については、文書を作成するものとする。

(適切・効率的な文書作成)

第11条 文書の作成に当たっては、文書の正確性を確保するため、その内容について原則として複数の職員による確認を経た上で、文書管理者が確認するものとする。作成に関し、部局長等上位の職員から指示があった場合は、その指示を行った者の確認も経るものとする。

2 環境省の外部の者との打合せ等の記録の作成に当たっては、環境省の出席者による確認を経るとともに、可能な限り、当該打合せ等の相手方（以下「相手方」という。）の発言部分等についても、相手方による確認等により、正確性の確保を期するものとする。ただし、相手方の発言部分等について記録を確定し難い場合は、その旨を判別できるように記載するものとする。

3 (略)

4 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

第4章 整理

(職員の整理義務)

第12条 (略)

(分類・名称)

第13条 行政文書ファイル等は、環境省の事務及び事業の性質、内容等に応じて系統的（三段階の階層構造）に分類（別表第1に掲げられた業務については、同表を参照

第10条 (略)

(新設)

(適切・効率的な文書作成)

第11条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

(新設)

2 (略)

(新設)

第4章 整理

(職員の整理義務)

第12条 (略)

(分類・名称)

第13条 行政文書ファイル等は、環境省の事務及び事業の性質、内容等に応じて次の二項に従い、三段階の階層構造に分類し、当該行政文書の内容を端的に示すような分

して分類)し、行政文書ファイル等の内容を端的に示すような分かりやすい名称を付さなければならない。

(削除)

(削除)

(保存期間)

第 14 条 文書管理者は、別表第 1 に基づき、保存期間表を定め、これを公表しなければならない。

2 文書管理者は、保存期間表を定め、又は改定した場合は、総括文書管理者に報告するものとする。

3 第 12 条第 1 号の保存期間の設定については、保存期間表に従い、行うものとする。

4 第 12 条第 1 号の保存期間の設定及び保存期間表においては、法第 2 条第 6 項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1 年以上の保存期間を定めるものとする。

5 第 12 条第 1 号の保存期間の設定及び保存期間表においては、歴史公文書等に該当しないものであっても、行政が適正かつ効率的に運営され、国民に説明する責務が全うされるよう、意思決定過程や事務及び事業の実績の合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、原則として 1 年以上の保存期間を定めるものとする。

6 第 12 条第 1 号の保存期間の設定においては、第 4 項及び第 5 項の規定に該当するものを除き、保存期間を 1 年未満とすることができる(例えば、次に掲げる類型に該当する文書。)

かりやすい名称を付さなければならない。

2 行政文書ファイル等は、相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイル)にまとめて小分類とし、その小分類をまとめて中分類とし、その中分類をまとめて大分類とする。

3 行政文書ファイル等は、別表第 1 に掲げられた業務については同表を参酌して分類する。

(保存期間)

第 14 条 文書管理者は、別表第 1 に基づき、標準文書保存期間基準を定めなければならない。

(新設)

2 第 12 条第 1 号の保存期間の設定については、前項の標準文書保存期間基準に従い、行うものとする。

3 第 1 項の基準及び第 2 項の保存期間の設定においては、法第 2 条第 6 項の歴史公文書等に該当するとされた行政文書にあっては、1 年以上の保存期間を定めるものとする。

(新設)

(新設)

<p>(1) <u>別途、正本・原本が管理されている行政文書の写し</u></p> <p>(2) <u>定型的・日常的な業務連絡、日程表等</u></p> <p>(3) <u>出版物や公表物を編集した文書</u></p> <p>(4) <u>環境省の所掌事務に関する事実関係の問合せへの応答</u></p> <p>(5) <u>明白な誤り等の客観的な正確性の観点から利用に適さなくなった文書</u></p> <p>(6) <u>意思決定の途中段階で作成したもので、当該意思決定に与える影響がないものとして、長期間の保存を要しないと判断される文書</u></p> <p>(7) <u>保存期間表において、保存期間を1年未満と設定することが適当なものとして、業務単位で具体的に定められた文書</u></p> <p><u>7 第12条第1号の保存期間の設定においては、通常は1年未満の保存期間を設定する種類の行政文書であっても、重要又は異例な事項に関する情報を含む場合など、合理的な跡付けや検証に必要となる行政文書については、1年以上の保存期間を設定するものとする。</u></p> <p><u>8 (略)</u></p> <p><u>9 (略)</u></p> <p><u>10 (略)</u></p> <p><u>11 第8項及び第10項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。</u></p> <p>第5章 保存 (略)</p> <p>第6章 行政文書ファイル管理簿 (略)</p>	<p><u>(新設)</u></p> <p><u>4 (略)</u></p> <p><u>5 (略)</u></p> <p><u>6 (略)</u></p> <p><u>7 第4項及び第6項の規定は、文書作成取得日においては不確定である期間を保存期間とする行政文書及び当該行政文書がまとめられた行政文書ファイルについては、適用しない。</u></p> <p>第5章 保存 (略)</p> <p>第6章 行政文書ファイル管理簿 (略)</p>
---	--

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

第20条 (略)

(移管又は廃棄)

第21条 (略)

2 (略)

3 文書管理者は、保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等であって、第14条第6項第1号から第7号に該当しないものについて、保存期間が満了し、廃棄しようとするときは、第14条第4項、第5項及び第7項に該当しないかを確認した上で、廃棄するものとする。この場合、環境省は、あらかじめ定めた一定の期間の中で、本規定に基づき、どのような種類の行政文書ファイル等についていつ廃棄したのかを記録し、当該期間終了後速やかに一括して公表するものとする。

4 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。その場合には、利用制限を行うべき箇所及びその理由について、具体的に記載するものとする。

5 (略)

(保存期間の延長)

第22条 (略)

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(略)

第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

(保存期間が満了したときの措置)

第20条 (略)

(移管又は廃棄)

第21条 (略)

2 (略)

(新設)

3 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、国立公文書館に意見を提出しなければならない。

4 (略)

(保存期間の延長)

第22条 (略)

第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

(略)

第9章 研修

(研修の実施)

第26条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。また、総括文書管理者は、各職員が少なくとも毎年度一回、研修を受けられる環境を提供しなければならない。文書管理者は、各職員の受講状況について、総括文書管理者に報告しなければならない。

(研修への参加)

第27条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。また、職員は、適切な時期に研修を受講しなければならない。

第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理

(略)

第9章 研修

(研修の実施)

第26条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必要な研修を行うものとする。

(研修への参加)

第27条 文書管理者は、総括文書管理者及び国立公文書館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

第10章 公表しないこととされている情報が記録された行政文書の管理

(略)

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	
(略)					
その他の事項					
(略)					
22	文書の管理等に関する事項	(略)	① (略)	(略)	(略)
			② (略)	(略)	(略)
			③ (略)	(略)	(略)
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（⑤に掲げるものを除く。） (三十三の項)	30年	・移管・廃棄簿
			⑤第21条第3項の規定に基づく廃棄の記録	5年	・保存期間を1年未満とする行政文書ファイル等の廃棄の記録

別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型（施行令別表の該当項）	保存期間	具体例	
(略)					
その他の事項					
(略)					
22	文書の管理に関する事項	(略)	① (略)	(略)	(略)
			② (略)	(略)	(略)
			③ (略)	(略)	(略)
			④行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況が記録された帳簿（三十三の項）	30年	・移管・廃棄簿
			(新設)	(新設)	(新設)

27	統計調査に関する事項	統計調査に関する重要な経緯	①統計の企画立案に関する経緯が記録された文書)	5年	・基本方針 ・基本計画 ・要領	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		
			②統計の承認に関する経緯が記録された文書		・承認申請書							(新設)	(新設)
			③統計の実施に関する経緯が記録された文書		・実施案 ・事務処理基準							(新設)	(新設)
			④統計の集計結果に関する文書	30年	・調査報告書							(新設)	(新設)
28	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯(1の項から27の項までに掲げるものを除く。)	契約に係る決裁文書及びその他契約に至る過程が記録された文書	契約が終了する日に係る特定日以後5年	・仕様書案 ・協議・調整経緯	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	(新設)		

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1～9 (略)

10 特定日 第14条第11項(施行令第8条第7項)の保存期間が確定することとなる日(19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であつて、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)

二～五 (略)

備考

一 この表における次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

1～9 (略)

10 特定日 第14条第7項(施行令第8条第7項)の保存期間が確定することとなる日(19の項にあっては、事業終了の日又は事後評価終了の日)の属する年度の翌年度の4月1日(当該確定することとなる日から1年以内の日であつて、4月1日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日)

二～五 (略)

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとする。

【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

《留意事項》

○ 【Ⅰ】の文書について、例えば、次のような重要な情報が記録された文書が対象となる。

- ・ 国の機関及び独立行政法人等の設置、統合、廃止、改編の経緯並びに各組織の構造や権限及び機能の根拠に関する情報が記録された文書
- ・ 経緯も含めた政策の検討過程や決定並びに政策の実施及び実績に関する情報であって、将来までを見据えて政策の理解や見直しの検討に資すると考えられる情報が

別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【Ⅰ】～【Ⅳ】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとする。

【Ⅰ】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅱ】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅲ】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書

【Ⅳ】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

(新設)

(新設)

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(6)に沿って行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には移管するものとする。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

①別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
1～20	(略)	(略)	(略)
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(2) 審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	<u>以下について移管</u> ・ <u>審議会その他の合議制の機関に関するもの</u> <u>(部会、小委員会等を含む。)</u>
22	文書の管理等に関する事項	文書の管理等	<u>以下について移管</u> ・ <u>移管・廃棄簿</u>
23～26	(略)	(略)	(略)
27	<u>統計調査に関する事項</u>	<u>統計調査に関する重要な経緯</u>	<u>以下について移管</u> ・ <u>基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報告書</u> ・ <u>一般統計調査の調査</u>

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の(1)～(5)に沿って行う。

(1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事 項		業務の区分	保存期間満了時の措置
1～20	(略)	(略)	(略)
21	国会及び審議会等における審議等に関する事項	(2) 審議会等(1の項から20の項までに掲げるものを除く。)	<u>移管(部会、小委員会等を含む。専門的知識を有する者等を構成員とする懇談会その他の会合に関するものを除く。)</u>
22	文書の管理に関する事項	文書の管理等	<u>廃棄</u>
23～26	(略)	(略)	(略)
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

			報告書
28	契約に関する事項	契約に関する重要な経緯 (1の項から27の項までに掲げるものを除く。)	廃棄

(削除)

② 以下の左欄の事項に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

事項	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報	(略)

(新設)	(新設)	(新設)	(新設)

注

①「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。

②「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催等

③移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

(2) 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

業務	歴史公文書等の具体例
各行政機関において実施・運用している制度（例：政策評価、情報	(略)

公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等)について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等に関する事項	
国際会議	・国際機関（IMF, ILO, WHO 等）に関する会議又は閣僚が出席した会議等であって、重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書
(略)	(略)
(略)	(略)
その他の事項	(略)

(削除)

(2) 政策単位での保存期間満了時の措置

- ① 国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

(災害及び事件事件への対処)

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌O157対策、東日本大震災関連等

(我が国における行政等の新たな仕組みの構築)

公開、予算・決算、補助金等、機構・定員、人事管理、統計等)について、制度を所管する行政機関による当該制度の運用状況の把握等の業務	
国際会議	・国際機関（IMF, ILO, WHO 等）に関する会議、又は閣僚が出席した会議等のうち重要な国際的意思決定が行われた会議に関する準備、実施、参加、会議の結果等に関する文書
(略)	(略)
(略)	(略)
その他	(略)

注 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

(新設)

中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、公文書管理法関連、天皇の退位等

(国際的枠組みの創設)

気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催、2020年東京オリンピック・パラリンピック等

② 総括文書管理者は環境省における重要政策を定期的に検討の上公表することとし、当該重要政策に関する企画・立案から実施に至る経緯を含めた情報が記録された文書については、1の基本的考え方に照らして、(1)①の表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管するものとする。

③ 領土・主権に関連する文書については、1の【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

なお、「領土・主権に関連する文書」とは、北方領土及び竹島に関する我が国の基本的立場及び対応に関して作成又は取得した文書のみならず、北方領土及び竹島に関する情報を記載又は記録をした海洋、漁業、鉱物資源及び環境に関する調査その他の調査、教育、地図の作成、航海その他の施策に関する文書も指す。また、尖閣諸島に関しては、領土問題ではないものの、同様の考え方に基づき対処する。

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書

昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であり、1の【I】【III】【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(3) 昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約（昭和27年条約第5号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」）公布までに作成・取得された文書であり、1の【I】【III】【IV】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。

(4) 特定秘密である情報を記録する行政文書

特定秘密である情報を記録する行政文書については、この表に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適正評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) (1)から(4)に記載のない文書

(1)から(4)に記載のないものに関しては、1の基本的考え方に照らして、各文書管理者において個別に判断するものとする。

(6) 注意事項

- ① 「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。
- ② 移管については、当該業務を主管する課室等の文書管理者において行うものとする。

(4) 上記に記載のある業務に係る文書のうち特定秘密である情報を記録する行政文書

については、別表第2に定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令及び特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。

(5) 上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、各文書管理

者において個別に判断するものとする。

(新設)